17 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

申で	世罢山京	当初計画等と	実	施予定時	————— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
拡大生産者	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品	計画・環	逐次実施		
責任等の推	の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入	境ア			
進	されていなかった分野について導入を図るとと				
(環境省 経済	もに、既に導入されている分野については、その				
産業省)	強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。				
	また、デポジット制の導入及び3 Rの促進に関す				
	る規格や基準(環境JIS、国等による環境物品				
	等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第				
	100号)の情報提供措置等)の早急な拡大につい				
	ても検討し、所要の措置を講ずる。				
医療機関か	感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする	計画・環	措置		
ら排出され	廃棄物の取扱いについて検討し、所要の措置を講	境ア			
る廃棄物の	ずる。				
適正処理の					
ための制度					
改善					
(環境省)					
一般廃棄物	一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられ	計画・環	逐次実施		
処理におけ	ている処理責任が十分果たされるよう留意しつ	境ア			
る民間参入	つ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI				
の推進	手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更				
(環境省)	に業務委託を拡大していく。				
貨物駅等に	貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄	計画・環	措置済		
おける産業	物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ	境ア			
廃棄物の積	替える作業は「積替え・保管」には該当しないな				
替え・保管に	ど、法令上の「積替え・保管」に関する解釈を明				
係る解釈の	確化する。				
明確化					
(環境省)					
汚泥の脱水	汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に	計画・環	措置済		
施設に関す	運転管理されるなど、独立した施設とはみなされ	境ア			
る廃棄物処	ない場合については、廃棄物処理法上の許可が必				
理法上の取	要な施設には含むものではないなど、当該施設に				
扱いの明確	関する解釈を明確化する。				

車 15.47	世军山京	当初計画等と	ᢖ	施予定時	————— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
化					
(環境省)					
再生利用認	再生利用認定制度に係る申請の手引きを作成	計画・環	措置済		
定制度の事	するとともに、標準処理期間を設定する。	境ア			
務処理の迅					
速化					
(環境省)					
廃棄物処理	廃棄物処理施設の設置・変更の許可に係る申請	計画・環	措置済		
施設の設	書類について、先行許可に係る許可証の提出をも	境ア			
置・変更の許	って欠格要件に係る書類を代替できる措置が一				
可申請手続	層活用されるよう所要の措置を講じるとともに、				
きに伴う提	同一申請者が同時に複数の処理施設の設置等の				
出書類の簡	許可を申請する場合に申請書類の提出の簡素化				
素化	を図るなど、所要の措置を講じる。				
(環境省)					
企業の分社	分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事	計画・環	措置済		
化等に対応	業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら	境ア			
した廃棄物	行っているものとして許可の対象としない者)と				
処理法上の	して認められる範囲について明確化する。				
取扱いの見					
直し					
(環境省)					
「廃棄物」か	廃棄物に該当するか否かの判断に際して、輸送	計画・環	措置済		
否か判断す	費の扱い等に係る解釈が都道府県等により異な	境ア			
る際の輸送	るとの指摘を踏まえ、統一的な解釈を示す。				
費の取扱い					
等の明確化					
(環境省)					
硫酸ピッチ	現行廃棄物処理法においても廃棄物の不法投	計画・環	措置済		
の不法投棄	棄については厳しい罰則を科しているが、これに	境ア			
に係る罰則	加え、硫酸ピッチの不適正保管などの不適正処理				
の強化	について処罰の厳格化を図る。				
(環境省)	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を				
	改正する法律(平成16年法律第40号)】				

声话夕	世界市交	当初計画等と		E施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
容器包装リサイクル法の評価・検討 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業 省、環境省)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望等も含めて、関係省庁において評価・検討を行う。			検討	
一般廃棄物 の処理の有料 化や分別収集 に関するガイ ドラインの作 成(環境省)	一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。 そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体で異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。			検討	結論、措置
 災害廃棄物	- 一般廃棄物のみを処理することを目的として	別 表 2	措置済		
の迅速かつ適	国庫補助を受け整備した施設において、災害廃棄	-32			
正な処理(環境	物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分				
省)	手続きの簡素化を具体的に検討し、措置する。				
産業廃棄物	産業廃棄物処理業の許可申請手続に係る書類	別 表 2		措置	
処理業の許可	について、申請書を添付すべき書類の様式に関	-33			
手続きの合理	し、標準の様式を示し、その統一に努めるように				
化(環境省)	再度通知を行う等の措置を行うことにより改め て周知する。				

事項名		当初計画等と	ᢖ	 E施予定時期	 朝
争块石	相重的台	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
廃棄物を使	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者	別表 2		措置	
用した試験研	が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の	-34			
究に係る規制	量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の				
の明確化(環境	許可を要しないものとして取り扱っている。この				
省)	取扱いの趣旨を徹底するため通知を行う等の措				
	置を行うことにより周知する。				
廃棄物処理	建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取	別表 2		措置	
法における「建	扱について廃棄物にあたるか否かの判断に係る	-35			
設汚泥改良土」	解釈を明確化する。				
に関する取扱					
の明確化(環境					
省)					
廃棄物焼却	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律	別表 3		検討開	
炉からのダイ	第105号)第28条に基づき都道府県知事に行う報	-41		始	
オキシン類等	告・調査事項及び環境省が都道府県知事を通じて				
排出実績報告	廃棄物処理事業者に求める報告・調査事項のう				
の一本化(環境	ち、同じデータを記載する可能性のある部分につ				
省)	いて、書式の統一化等が可能であるか検討を行				
	う。				
家電リサイ	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品	別表 3		逐次実施	
クル法で規制	化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)	-43			
される製品群	で規制される製品群)については、引き続き引取				
に係る、廃棄物	状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて				
処理法上の保	見直しのための検討を行う。				
管数量制限の					
緩和 (環境省)					
自動車リサ	 自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱い	別 表 3			検討、結
イクル法にお					論
ける盗難車両	し、結論を得る。				
のリサイクル					
費用に関する					
取扱について					
(経済産業省、					
環境省)					

イ 地球温暖化

审话夕	世军山京	当初計画	等と	実	施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	系	平成16年度	平成17年度	平成18年度
温室効果ガ	下記により、総合的な対策を実施する。	計画·	環	逐次実施		
スの発生削		境イ				
減	a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地					
(環境省、経済	球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロ					
産業省、国土交	ンティアをもたらすこともあることを念頭に					
通省、農林水産	置いて取組を進める。					
省、財務省、関	b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たって					
係府省)	は、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打					
	ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高					
	度道路交通システム(ITS:Intelligent					
	Transport Systems) 食品廃棄物リサイクル等					
	のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノン					
	リグレット対策」について有効な場合はその導					
	入を促進する。					
	c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖					
	化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整					
	備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー					
	起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排					
	出削減対策を含む環境保全のための枠組みを					
	推進する。					
	d 効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削					
	減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的					
	手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、					
	有機的に組み合わせるというポリシーミック					
	スの考え方がある。					
	費用対効果の高い削減を実現するため、市場					
	メカニズムを前提とし、経済的インセンティブ					
	の付与を介して、各主体の経済合理性に沿った					
	行動を誘導するという、いわゆる経済的手法が					
	あるが、税、課徴金等の経済的手法については、					
	他の手法との比較を行いながら、環境保全上の					
	効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与					
	える影響、諸外国における取組の現状等の論点					
	について、地球環境保全上の効果が適切に確保					
	されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な					

車項欠	世军山京	当初計画等と	実	 E施予定時	———— 期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	場で引き続き総合的に検討する。				
	e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギ				
	ー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一				
	層の導入促進を図るため、より効率的・効果的				
	な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現				
	状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進す				
	る 。				
	f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、				
	低燃費車について、普及を推進するとともに、				
	低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等				
	を推進する。				
	g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学				
	官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体				
	系的に技術開発に取り組む。				
	h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林				
	の有する多面的機能が持続的に発揮されるよ				
	う、適切な森林整備・保全を進める。				
ガスパイプ	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、	計画・環			
ラインの建	安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭	境イ			
設促進	に置きつつ、以下の具体的事項について検討し、				
(国土交通省、	所要の措置を講ずる。				
経済産業省、農	a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市		措置済		
林水産省)	街地の道路下に埋設する場合であっても、当該				
	道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に				
	係る一定の基準に照らし支障なき場合には、				
	1.8mではなく1.2mで足りることとする。				
	【通知(平成16年10月1日付国道利第19号】				

市でク	世军山京	当初計画等と	実施予定時期		朝
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 公益特権を持つパイプライン事業者による		実際上の	必要が生	じた場合
	ガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の		に検討		
	行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業				
	権等に係る調整ができない場合には、客観性・				
	透明性が十分に確保されるように当該調整の				
	在り方について検討を行う。				
地球温暖化	a 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の	計画・環	措置済		
対策推進の	改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電	境イ			
ための天然	所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目				
ガス火力発	について省略することが可能となる条件及び				
電所に係る	標準手法が簡略化可能となる条件を提示する。				
環境アセス	b 環境影響評価の事例の積み重ねの中で、窒素		逐次実施		
メントの見	酸化物や気象に係るデータの蓄積を進め、事業				
直し	者が利用しやすいような当該データの整備・提				
(環境省、経済	供を図るとともに、気象条件や地理的条件、発				
産業省)	電所の煙突の高さ、ばい煙排出速度等を加味し				
	た事業者が利用しやすい技術手法に関する知				
	見の集積や提供を進める。				

ウ ヒートアイランド

		当初計画等と			 胡
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ヒートアイ	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のた	計画・環	措置済	逐次更新	
ランド現象	めに必要なデータの整備状況を把握し、研究機	境ウ			
に係る調査	関などによる研究を一層促進させるため、ホー				
研究に必要	ムページなどを活用して、当該データを一元的				
なデータの	に整理し、公表する。				
整備等	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解		逐次実施		
(環境省、国土	明し、その対策を総合的に評価する手法の改良				
交通省)	を一層促進する。その際には、大規模な埋立て				
	による海面等からの冷気の減少が隣接する大				
	都市のヒートアイランド現象に与える影響に				
	ついても調査研究する。				
都市形態及	a 都市公園、公共空間の緑、民有の樹林地など、	計画・環	措置済		
び地表面被	ヒートアイランド現象の緩和に資する都市の	境ウ			
覆の改善か	緑を総合的に確保する観点から、緑地の保全・				

市市存	措置内容	当初計画等と	実	施予定時	期
事項名	佰 <u>自</u> 内谷	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ら見たヒー	緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進				
トアイラン	する仕組みを整備する。				
ド対策の推	このうち、都市に残された貴重な緑を保全す				
進	る制度については、これまで大きな役割を果た				
(国土交通省)	してきた厳しい行為規制を課する緑地保全地				
	区制度のほか、届出制により緑を保全する地域				
	制度を創設するなどの拡充を図り、積極的かつ				
	機動的な緑の確保を図る。また、首都圏近郊緑				
	地保全法 (昭和 41 年法律第 101 号)等に基づ				
	く近郊緑地保全区域の新たな指定の促進を図				
	るとともに、近郊緑地の保全管理策の充実・強				
	化を図ることにより、都市における緑地の積極				
	的な確保を推進する。				
	さらに、民有地が過半を占める市街地の緑を				
	増加させ、人工化された地表面被覆の改善を図				
	るため、建築物の敷地や屋上に緑化を求める措				
	置を導入する。				
	また、都市公園の整備を進め、緑を確保する				
	ため、借地方式で整備する都市公園の活用を進				
	めるとともに、貴重な都市空間を階層的に有効				
	活用する観点から駐車場や店舗などと公園を				
	立体的に整備するための制度を創設する。				
	【都市緑地保全法等の一部を改正する法律】				
	(平成 16 年法律第 109 号)				
	b 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮	計画・環	一部措		
	した水と緑のネットワークを形成するための	境ウ	置済		
	施策等をまとめた「都市環境インフラのグラン				
	ドデザイン」について、平成15年度に首都圏に				
	ついて取りまとめられるところであるが、近畿				
	圏においても、自然環境の総点検を行うととも				
	にグランドデザインの策定に取り組む。				
人工排熱の	空調システム、電気機器、自動車などの人間活	計画・環	逐次実施		
削減	動から排出される人工排熱を削減するため、当該	境ウ			
(経済産業	エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・				
省、国土交通	緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用				
省、環境省)	といった対策の導入を促進する。				

事項名	措置内容	当初計画等と	実	施予定時	胡
争以石	有 <u>国</u> 内谷	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人工化され	建物やアスファルト舗装などによって地表面	計画・環	逐次実施		
た地表面被	が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表	境ウ			
覆の改善	面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路				
(国土交通省、	空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、				
環境省)	水面の設置などの対策の導入を促進する。				
ヒートアイ	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平	計画・環	逐次実施		
ランド対策	成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大	境ウ			
に係る大綱	綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証				
の進捗状況	する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズ				
の検証 等	ムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等				
(環境省、国土	を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に				
交通省、関係府	実施する。				
省)					
地方公共団	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置	計画・環	逐次実施		
体における	するなど、関係者間の十分な連携を図るととも	境ウ			
ヒートアイ	に、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著				
ランド対策	な地方公共団体においてもヒートアイランド対				
の推進	策に係る計画の策定を促進する。				
(環境省、国土					
交通省、関係府					
省)					

エその他

事項名	措置内容	当初計画等と	美	施予定時	期
尹以口	1月巨八石	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
騒音規制法	平成17年度に、スクリュー式圧縮機を含む現時	別表 3			検討
ならびに振	点での規制対象となっている全ての圧縮機に関	-42			
動規制法の	する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得				
特定施設の	るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設置し				
見直し	て検討を行う。				
(環境省)					
工業団地内	騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく地	別表 4	措置済		
における騒音	域指定や測定等の趣旨について必ずしも十分な	-1307			
規制の解釈の	意識の統一がなされていないおそれがあるので、				
明確化(環境	技術的な助言として、その趣旨を広く地方公共団				
省)	体に対し明らかにする。				

車 15.47	世军山京	当初計画等と	ᢖ	E施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
鳥獣捕獲許	鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間と	別表 4		措置	
可手続きの一	しても鳥獣の保護管理上問題がないものについ	-1308			
部簡素化(環境	ては、生息状況に変化があった時は許可を取り消				
省)	すこと等を条件に、許可期間を長期間とすること				
	について検討し、措置する。				
ディーゼル	粒径2.5μm以下の微小粒子状物質 (いわゆる	別表 3			平成 18
排出微粒子の	PM2.5)の健康影響については、平成11年度から	-44			年度ま
環境基準の設	「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施				での調
定(環境省)	し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとと				查研究
	もに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的				等を踏
	な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定				まえ検
	については、当該結果及び諸外国の知見や規制に				討
	関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含め				
	て検討を行う。				